

気象に関する登校措置について《改訂版》

【1】警報の種類

①特別警報

- ・午前7時の時点で、枚方市に特別警報が発表されている場合は、臨時休業とします。
- ・在校中に発令された場合は原則として学校待機とし、教育委員会と連携して、適切な措置を行います。

②暴風警報

暴風雪警報

洪水警報

- ・枚方市に、暴風警報・暴風雪警報、又は、洪水警報が発表されている場合は、警報の発表時刻により、措置が違います。
(その他の警報や注意報は該当しません。)

【2】警報が発表された場合

①午前7時現在

警報発表中

- ・児童の登校を見合わせ、解除になるまで自宅待機とします。

②午前9時現在

警報発表中

解 除

- ・児童の登校を見合わせ、解除になるまで自宅待機とします。
- ・第2校時（午前9時35分）より授業を始めます。午前9時15分に登校班の集合場所に集まって集団登校させてください。
- ・給食はあります。また、下校は平常通りです。

③午前10時現在

警報発表中

解 除

- ・臨時休校とします。
- ・第3校時（午前10時40分）より授業を始めます。午前10時15分に登校班の集合場所に集まって集団登校させてください。
- ・給食はありませんので、午前中授業で下校します。（午後0時25分頃）
ご家庭での昼食の用意をお願いします。

④在校中

- ・児童が在校中に上記警報が発表された時、緊急に集団下校させる場合があります。帰宅後、お子さまが困らないように、ご家庭での対応についてご準備下さい。

お 願 い

☆警報解除により登校させる場合は、風雨の状況等を考え、登校させて下さい。

☆臨時休業になった場合、児童はできる限り自宅で過ごすようご指導よろしく申し上げます。

☆留守家庭児童会の対応は、別途、留守家庭児童会から配られている対応一覧をご覧ください。

地震に関する措置について

- ・枚方市に震度5弱以上の地震が発生した場合、臨時休業の措置をとります。

(1) 前日の下校以降、登校までに発生した場合は、当日を臨時休業とします。

(2) 土・日・祝日及びその前日に発生した場合は、休業日明けを原則、臨時休業とします。